

Q. 堤防の除草は、なぜ道路際を残して行うのか。一度に刈り取った方が費用が安くなるのではないのでしょうか？

堤防の除草は、堤防の異常(亀裂、陥没等)の早期発見や強度維持のために定期的  
に実施する堤防点検の準備として年2回行っています。  
また、堤防上や堤防小段(堤防の中間の段の部分)、堤防下は車道やサイクリング道路と  
して利用されています。この利用にあたり、道路幅から1mの部分は道路やサイクリング道  
路を管理する方(自治体等)が、維持管理を行っています。  
このため、それぞれが除草を実施しており、この際には、下の写真にあるよう多摩川の羽  
村市区間では時期等の調整を行っておりますが、一部の区間では実施時期にずれが生  
じている場合があります、「縦割り」「ムダ」とのご指摘を頂いているところです。  
次回の除草にあたっては、可能な限り施工時期の調整を行うことや道路管理者と連携し  
た一括除草によりコスト縮減に努めて参ります。



サイクリング道路と堤防を別々に除草している例



サイクリング道路と連携し除草している例(羽村市)